

子育てしやすい社会へ

平成27年春スタート 子ども・子育て支援新制度

平成27年4月にスタート予定の「子ども・子育て支援新制度」は、全ての子どもに良質な育成環境を保障し、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指します。

新しい教育・保育の姿



これまで小学校就学前に子どもたちが利用する施設は、主に幼稚園と保育所でしたが、新制度ではこれらに加え、両方の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及と、家庭的保育など少人数での保育の役割を担う「地域型保育」を充実させることとなります。待機児童の多い都市部や、子どもが減っている地域の双方で、身近な教育・保育の場を確保していきます。

新制度の取り組み

幼稚園と保育所のいいところを一つにした「認定こども園」の普及を図ります。

保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。

幼児期の学校教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。

子どもが減ってきている地域の子育てもしっかり支援します。

保育所 (0～5歳)

就労などで家庭で保育ができない保護者に代わり保育する施設



幼稚園 (3～5歳)

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校



認定こども園 (0～5歳)

教育と保育を一体的に行う(幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う)施設



地域型保育 (0～2歳)

少人数で子どもを預かる事業(市が認可する小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、住宅訪問型保育)



地域の子育て支援事業の充実

利用者支援、延長保育事業、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブなど

新制度について詳しい内容を
知りたい人は

内閣府子ども・子育て支援新制度 [検索](#)

3つの認定区分

1号認定 教育標準時間認定

満3歳以上で、教育を希望する場合
利用先 幼稚園、認定こども園

2号認定 満3歳以上・保育認定

満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
利用先 保育所、認定こども園

3号認定 満3歳未満・保育認定

満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
利用先 保育所、認定こども園、地域型保育

※「保育の必要な事由」については、今後市で定めることとなります



新制度では施設利用にあたり市からの認定を受ける必要があり、3つの区分の認定に応じた利用先が決まっています。また利用料は保護者の所得に応じた支払いが基本となり、今後、国が定める基準を踏まえ、市が定めることとなります。
※新制度に移行しない幼稚園は現行と変更なし

教育・保育認定制度を導入へ



気軽にご利用ください 保育・幼稚園相談窓口

本市では新制度における利用者支援の先取りとして、平成24年7月に「保育相談窓口」を市役所別館1階福祉総合窓口内に開設しています。
4月からは「保育・幼稚園相談窓口」となり、専任の保育士が保育所や幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、子育て支援センターなどの利用方法やサービス内容など各種情報を提供し、子育てをサポートしています。



子ども・子育て会議の様子

子ども・子育て会議で支援事業計画などを審議